

(生前贈与の活用) 相続時精算課税制度の仕組み

生前贈与の一つに「相続時精算課税制度」があります。この制度の仕組みと利用する時に知っておきたい留意点を解説します。

■節税ではなく納税先延ばしとなる

相続時精算課税制度は、60歳以上の父母または祖父母から、20歳以上の子または孫に対し、財産を贈与した場合において、暦年課税による贈与税の課税に代えて適用を受けられる制度です。相続時精算課税を選択すると、累計で2500万円までの贈与には課税されません(超えた部分には、一律20%の税率を乗じて算出した贈与税が課税)。

その後、贈与者の死亡時には、生前贈与した財産の価額と、相続や遺贈による財産の価額とを合計して相続税額を計算します。その際、既に納めた贈与税額があれば、その額は控除される仕組みです。このように、生前贈与した分を改めて「加算」して相続税を計算しますので、節税となった訳ではなく、あくまでも納税を先延ばしにしていることに留意が必要です。

■一度選択すると暦年贈与には戻れない

相続時精算課税は、受贈者(子または孫)が贈与者(父母または祖父母)ごとに選択できますが、いったん選択するとその年以後贈与者が亡くなる時まで継続して適用され、暦年課税制度(年110万円の基礎控除が適用)に変更することはできません。

■贈与を受けた宅地等は小規模宅地等の特例の適用が受けられない

相続税には、自宅や事業用店舗の敷地として使われている宅地等について、一定面積までは評価額が80%減額される「相続した事業の用や居住の用の宅地等の価額の特例(以下「小規模宅地等の特例」という)」があります。しかしながら、相続時精算課税制度により贈与を受けた宅地等は、相続税の計算時に小規模宅地等の特例を適用することはできません。それは、小規模宅地等の特例の対象となる宅地等については、「相続または遺贈」により取得した宅地等とされ、贈与により取得する宅地等には適用されないためです。

■相続時精算課税による贈与財産は物納できない

相続税については、金銭納付が困難な場合、一定の要件をみたせば物納が認められています。物納に充てることができる財産は、相続税の課税価格計算の基礎となった財産とされており、相続時精算課税による贈与財産は物納の対象とすることができません。通常の相続であれば物納できた不動産でも、相続時精算課税を選んだために物納できなくなりますので留意が必要です。